

医療法人 斎藤整形外科 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日～ 令和7年 3月 31日までの 1年間
2. 内容

目標1：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和6年 3月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
全職員のうち数名を除き、ほぼ全員が年間の有給取得日数が10日以上であることを確認（平均14.07日/年取得）
- 令和6年 4月～ 前年度有給取得が10日以下だった職員にヒアリング開始
- 令和6年 6月～ 前年度、平均より年次有給休暇の取得日数の少なかった社員に対して積極的な取得を個別に促す

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和4年10月～ 子育て中の社員より、午前中勤務の申し出があったため、短時間勤務制度を検討、導入。
- 令和6年 4月～ 導入済のフレックス制度にて、退勤時間の調整を行いたい旨子育て中の社員より申し出あり、調整予定

目標3：令和7年 4月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和6年 4月～ 社員へのアンケート調査、社員のニーズの把握、検討開始